

# 第1章 はじめに

## 1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、市民の意見を反映しながら、市町村がその創意工夫のもとに、地域における実現すべき具体的な都市の将来像とまちづくりに関わる施策の体系的な指針を定めるものであり、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な指針」のことを言います。

国の指針(都市計画運用指針(国土交通省))では、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示し、地域別の整備方針、地域の諸施設の計画等を定めるものとしています。

都市計画マスタープランに基づいて土地利用における規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設の整備等が計画されます。

## 2. 都市計画マスタープランの役割

- 実現すべき具体的な都市の将来像を示します。
- まちづくりに関わる施策の体系的な指針を定めます。
- 市民や事業者及び関係機関の連携を促し、協働によるまちづくりを進めます。

都市計画マスタープランは、市民に理解しやすい形で、おおむね20年後の都市の将来像を確立し、まちづくりの課題とその課題に応じたまちづくりの方針を明らかにします。

将来像の実現に向けて、土地利用や、道路・公園・下水道等の都市施設、市街地開発事業に関するまちづくりに関わる施策は、都市計画マスタープランに即したものとする必要があることから、これらの具体的なまちづくりに関わる重要な指針となります。

また、市民、事業者、行政が、ともにまちの将来像を共有することで、住民自らがまちの将来像について考え、まちづくりへの理解を深めるとともに、積極的な参画や関係づくりを促します。

### 3. 都市計画マスタープランの位置づけ

上位計画となる「第3次燕市総合計画」とともに、新潟県が定める「燕弥彦都市計画区域マスタープラン」に即します。

関連計画の「燕・弥彦地域公共交通網形成計画」や「燕市公共施設等総合管理計画」等との連携・調整を図ります。

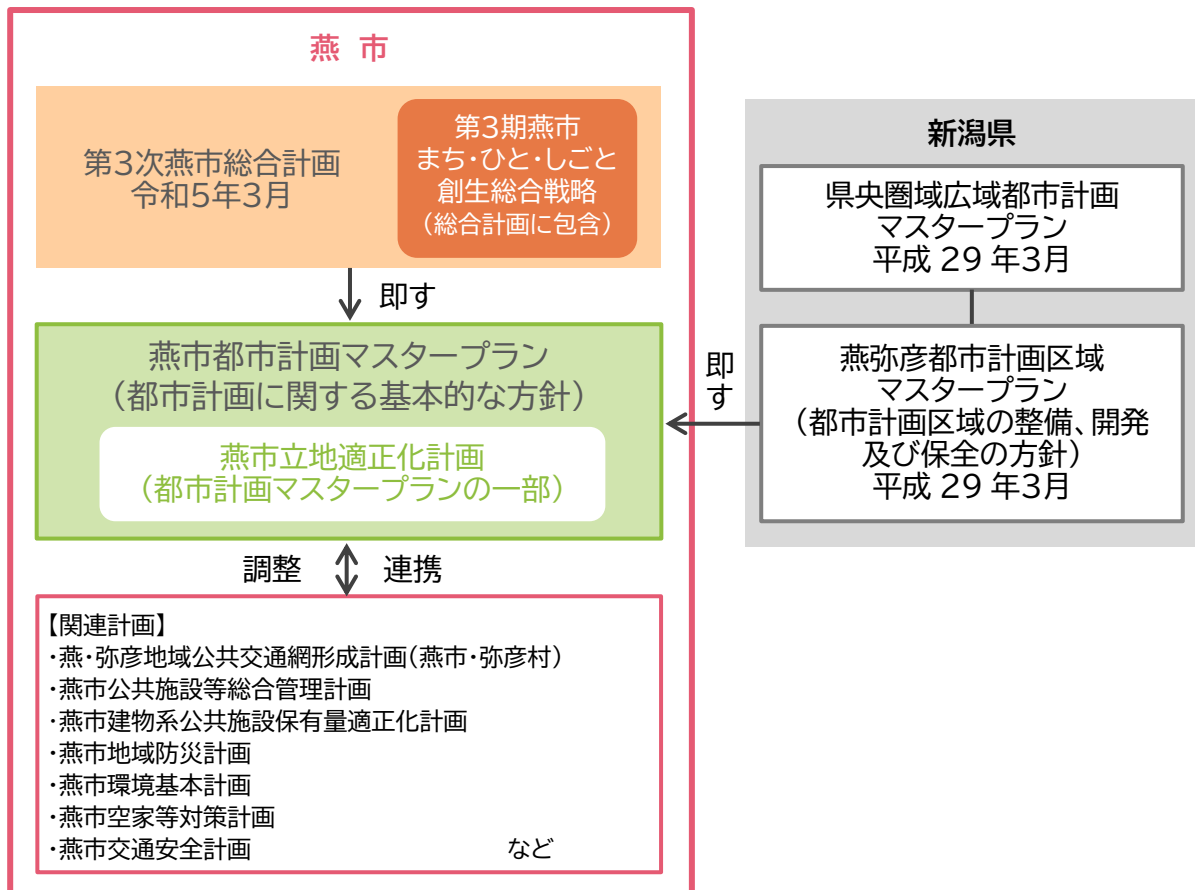


図.都市計画マスタープランの位置づけ

## 4. 都市計画マスタープラン改定の趣旨

前回の策定から10年余りが経過し、少子高齢化・人口減少の進展、大規模自然災害への対応、公共施設やインフラ<sup>※</sup>施設の老朽化など、燕市を取り巻く状況は変化し続けています。

このような社会情勢の変化や燕市の現状を踏まえたまちづくりを推進していくため、都市計画マスタープランの見直しを行うこととしました。

### ■社会経済状況の変化

策定から10年余りが経過し、社会情勢の変化や新たな都市基盤の整備により土地利用の状況が変化しています。

少子高齢化や人口減少が進行し、空き家・空き地の増加、公共施設等の維持管理に係る負担の増加等、様々な課題への対応が求められます。

質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出に対する市民の意識も高まってきています。

### ■頻発・激甚化する自然災害

自然災害が頻発・激甚化する中で、「安全」なまちづくりの推進が求められています。

### ■上位計画等との整合

平成29年度に策定した「燕市立地適正化計画」は、都市計画マスタープランの一部と見なされることから、都市計画マスタープランの改定により「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進を位置づける必要があります。

また、都市再生特別措置法の改定により、立地適正化計画への「防災指針」の位置づけが必要となったことから、適切な防災・減災対策の基本的な考え方を示す必要があります。

令和5年度に「第3次燕市総合計画」がスタートを迎えることから、新たな総合計画に即した計画として策定する必要があります。

平成28年度に新潟県の「燕弥彦都市計画区域マスタープラン」が改定されたことを受け、県の計画に即した計画として策定する必要があります。

---

※ インフラ：インフラストラクチャーの略。国家・社会の存続・発展の根幹をなす施設。道路、学校、発電所、交通機関、通信施設などを指す。

## 5. 目標年次

本計画は、おおむね 20 年の中長期を見据えた計画とします。

## 6. 人口フレーム

国立社会保障・人口問題研究所の推計方法に準拠した燕市独自推計によると、燕市の人口は、令和 22 年に 63,476 人となる見通しが示されています。

## 7. 計画対象区域

本計画の対象区域は、燕市全域とします。本来都市計画マスタープランは都市計画区域を対象とするものですが、市のまちづくりは、都市計画以外の様々な分野との連携を図り、全市の総合的で広域的な視点で進める必要があるため、市全域を対象とします。

## 8. 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、まちの将来像やまちづくりの目標、将来都市構造などのまちづくりの方針と、土地利用や交通体系、都市施設などの分野別の具体的な方針を示した「全体構想」、燕・吉田・分水の3地区に分け、各地区のまちづくりの目標や方針などを示す「地区別構想」、全体構想と地区別構想の実現に向けた取組について示す「実現化方策」で構成します。

